**【２０１５自治労北海道本部女性部　権利実態調査】**

　該当する項目に○もしくは必要事項を記入してください。「特別休暇」と記載のある項目で、特別休暇ではなく病気休暇などの扱いになっている単組については、その旨を「その他」の欄に記載してください。

地本名　　　　　　　　　　　　　　　　　　単組名

**１．産前産後休暇について**

　　産前　　　　週・　産後　　　　週　　（多胎の場合　　産前　　　週・産後　　　週）

**２．育児休業について**

**２－１　対象となる子の年齢**

　　　　　①　３歳になる日まで　　②　１歳に達する日まで

　　　　　③　その他（　　　　歳　　　　ヵ月に達する日まで）

**２－２　復職時の給与調整**

　　　　　①　取得期間の１００分の１００以下　　②　取得期間の２分の１相当

　　　　　③　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　※**＜２－２で①と答えた方＞**

**条例改正以前の育休取得者の在職者調整について**

　　①　調整済　　　②　交渉中　　③　調整は未定　　④　その他（　　　　　　　　）

※**＜２－２で②、③と答えた方＞**

**条例改正（１００分の１００以下を勤務したものとみなす復職時調整）の状況**

　①　改正予定（　　　　　月議会）　　②　交渉中　　③　未定

**２－３　期末手当の減額措置の見直しについて**

　　　　※2011年11月人事院規則が改正され、これまで育児休暇の期間が1ヵ月以下の場合は、休業期間に比して期末手当が大幅に減額されることになっていた現行制度が、1ヵ月以内の育児休業の取得であれば減額しないよう見直されることになりました。

　①　改正済・予定（　　　月議会）

②　未定

　③　元々減額措置は無い

**２－４　男性の取得状況（2014年1月～12月末まで）**

　①　あり（　　　　　人）　　②　なし

**３．配偶者出産休暇**

　①　3日以内　　②　2日以内　　③　その他（　　　　　　　日）

**４．男性職員の育児参加休暇（配偶者出産時の子の養育にかかる男性職員の特別休暇）**

　　①　5日　　②（　　　　　日）　　③　制度無し

**４－１　対象となる養育する子の年齢**

　　①　小学校始期に達するまでの子　　②　その他（　　　　　　　　　　　　　　　）

**５．育児時間（国公では保育時間）について　※特別休暇**

　1日　　　回　　　　分　（　1回　　　　分　）・継続してまとめて取得可

**５－１　男女ともに取得可能か**

　①　男女が平等に取得可能

　②　夫婦で取得する際は、お互いの取得期間を差し引いた期間

　③　配偶者が育児できない場合

　④　女性のみ

　⑤　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**５－２　取得対象年齢**

　①　生後1年に達しない子　　②　生後1年6ヵ月に達しない子

　③　生後2年に達しない子　　④　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**６．部分休業（国公では育児時間）について**

　①　1日につき2時間を超えない範囲　　　②　その他（　　　　　　　　　　　　）

　　③　無し

**６－１　取得対象年齢**

　　①　小学校就学始期に達するまで　　　　　②　３歳に達する日まで

　　③　１歳に達する日まで　　　　　　　　　④　その他（　　　　　　　　　　　　）

**７．子どもの看護休暇について**

①　子ども１人5日、２人以上10日（年間）

　　②　①を上回る日数（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　③　①を下回る日数（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**７－１　取得対象年齢**

　　①　小学校就学の始期に達するまでの子

　　②　①を上回る年齢（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　③　①を下回る年齢（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**７－２　取得方法**

　　①　１５分単位　　　②　時間単位　　③　１日単位　　④　その他（　　　　　　）

**７－３　看護の対象（当てはまるもの全て選択）**

　　①　けが・病気　　　②　予防接種　　③　健康診断　　④　リハビリ・通院介助

　　⑤　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**８．短期の介護休暇について**※2010年6月改正育児介護休業法にて新設

　　①　要介護者1人5日、2人以上10日（年間）

　　②　①を上回る日数（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　③　①を下回る日数（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　④　制度無し

**８－１　取得対象者**

　　①　配偶者、父母、子、配偶者の父母（同居・別居問わず）

　　②　①に加え、同居の祖父母、兄弟姉妹、孫など

　　③　①に加え、同居問わず祖父母、兄弟姉妹、孫など

　　④　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**８－２　取得方法**

　　①　１５分単位　　　②　時間単位　　③　１日単位　　④　その他（　　　　　　）

**９．介護休暇について**

**９－１　期間**

①　連続する6ヶ月間　　②　連続する3ヶ月間　　③　その他（　　　　　　　　）

**９－２　取得方法**

①　時間単位　　②　1日単位　　③　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

**９－３　取得対象者**

①　配偶者、父母、子、配偶者の父母（同居・別居問わず）

　　②　①に加え、同居の祖父母、兄弟姉妹、孫など

　　③　①に加え、同居問わず祖父母、兄弟姉妹、孫など

　　④　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**９－４　復職時調整**

①　有り　取得期間の2分の１　　②　無し　　③　その他（　　　　　　　　　　）

**１０．生理休暇について　※特別休暇**

　　①３日以内　　②２日以内　　③制度無し　　④病休扱い　　⑤その他（　　　　　）

**１０－１　取得単位**

①　時間単位　　②　1日単位　　③　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

**１１．妊娠障害休暇（つわり休暇）※特別休暇**

　　①　14日以内　　②　無し　　③　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**１２．妊娠・出産後通院休暇**※いずれの期間も医師の指示があった場合は、その回数。

　　①　妊娠23週（第6月末）まで4週間に1回

　　　　妊娠24週（第7月）から妊娠35週（第9月末）まで2週間に1回

　　　　妊娠36週（第10月）から出産まで1週間に1回

　　　　出産後1年まで1年以内に1回

　　②　妊娠　　週（　　月）まで　　週間に　　回

　　　　妊娠　　週（　　月）から妊娠　　週（　　月）まで　　週間に　　回

　　　　妊娠　　週（　　月）から出産まで　　週間に　　回

　　　　出産後1年まで　　　　　　回

**１３．育児のための短時間勤務制度について**

　　①　導入済　　②　導入予定（　　　　　月議会）　　③　未定

**１４．職場におけるセクシュアル・ハラスメント対策規定について**

　　①　設置済　　②　設置予定　　③　未定

**１５．育児・介護を行う職員の早出遅出勤務制度**　※1日の勤務時間を変えずに早出遅出。

　　①　制度あり　　②　制度無し

**１５－１（上記で①と答えた方）　対象範囲（当てはまるもの全て選択）**

①　小学校入学前の子を養育する職員

　　②　学童保育施設等に託児している小学生の子を迎えに行く職員

　　③　介護が必要な親族を介護する職員

　　④　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**１６．非常勤職員※の育児休業等・介護休暇の適用について**

　　　※2010人勧で、任用期間が1年を超え、今後も引き続き任用されることが見込まれる非常勤職員に育児休業等・介護休暇を適用するよう示されています。

　　①　措置済　　　②　措置予定（　　　　月議会）　　③　未定

**１７．特定（一般）事業主行動計画の策定について**

　　①策定済み　　②未策定

**１７－１（上記で①と答えた方）計画の実施状況を事業主が点検しているか。**

1. 毎年点検している　②点検していない

**１８．その他、独自の休暇制度について**　例：リフレッシュ休暇、永年勤続休暇など